

説明書の訂正

説明書を下記のとおり訂正します。

平成 2 4 年 1 2 月 2 0 日

国立大学法人東北大学理事 佃良彦

- 1 公告日 平成 2 4 年 1 2 月 1 8 日
- 2 工事名 東北大学（病院）外来診療棟サイン改修工事
- 3 訂正内容

以下のとおり訂正します。（訂正箇所は青字の箇所です）

入札説明書

東北大学（病院）外来診療棟サイン改修工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 平成24年12月18日

2 契約担当等

国立大学法人東北大学理事 佃良彦

3 工事概要等

(1) 工事名 東北大学（病院）外来診療棟サイン改修工事

(2) 工事場所 宮城県仙台市青葉区星陵町1-1 東北大学星陵団地構内

(3) 工事概要 東北大学星陵団地構内の病院外来診療棟内のサインを改修する工事である。

(4) 工期 平成25年3月29日（金）まで

(5) 本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<http://portal.bid.mext.go.jp/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、東北大学施設部計画課契約・監理室契約・監理係に承諾願（様式自由）を提出して行うものとする。

4 競争参加資格

(1) 国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。

(2) 文部科学省における内装仕上工事に係るA、B又はC等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成12年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加資者の資格をいう。）

(3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成9年度以降に、元請として完成・引渡が完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

校舎、研究施設又は病院のサイン工事

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記の施工実績を有すること。

- (5) 2 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する主任技術者を当該工事に配置できること。

施工場所から 5 k m 以内の内装仕上工事（又は建築一式工事）又は東北大学が発注する仙台市内の内装仕上工事（又は建築一式工事）については、専任が必要な工事の主任技術者として配置された者であっても、本件を含め 2 件まで管理することを認める。

監理技術者・現場代理人についても の主任技術者と同様の配置を認める。

工事の進捗に支障の恐れ等が生じた場合は、上記 及び の措置を取り消し配置を求めるものとする。」

記載した資格の資格証・免許証の写を添付すること。

配置予定の主任技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、国立大学法人東北大学から建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成 1 8 年 1 月 2 0 日付け 1 7 文科施第 3 4 5 号 文教施設企画部長）(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (7) 上記 3 (1) に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第 1 5 条第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし (イ) については、会社の方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 又は と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9) 宮城県内に本店、支店又は営業所が所在すること。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 設計業務等の受託者等

(1) 上記 4 (7) の「上記 3 (1) に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・ (株) 小西造型

(2) 上記 4 (7) の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の 又は に該当する者である。

当該受託者の発行済株式総数の 1 0 0 分の 5 0 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 1 0 0 分の 5 0 を超える出資をしている建設業者

建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 担当部局

〒980-8577 (住 所) 宮城県仙台市青葉区片平二丁目 1 番 1 号

(担当部課係) 国立大学法人東北大学施設部計画課契約・監理室
契約・監理係

(電 話) 022-217-4946 (F A X) 022-217-4952

7 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は上記 4 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、国立大学法人東北大学理事から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記 4 (2) の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記 4 (1) 及び (3) から (10) までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記 4 (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記 4 (2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

提出期限：平成 2 4 年 1 2 月 2 8 日 (金) 1 5 時 0 0 分まで。

提出先：上記 6 に同じ。

提出方法：申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

（２） 申請書は別紙様式 1 により作成すること。

（３） 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、 の同種の工事の施工実績及び の配置予定の技術者の工事の経験については、平成 9 年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

施工実績

上記 4（４）に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別紙様式 2 に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は 1 件でよい。

配置予定の技術者

上記 4（５）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別紙様式 3 に記載すること。記載する工事の経験の件数は 1 件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

契約書等の写し

の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書等（契約書及び記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料）の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、CORINS の記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

（４） 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成 25 年 1 月 10 日までに電子入札システム（紙により申請した場合は、紙）により通知する。

（５） その他

申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

提出された申請書及び資料は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

提出された申請書及び資料は、返却しない。

提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記 6 に同じ。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、国立大学法人東北大学理事に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

提出期限：平成 2 5 年 1 月 1 8 日（金）1 7 時 0 0 分

提出先： 上記 6 に同じ。

提出方法：書面を持参又は郵送（簡易郵便等の配達記録が残るものに限る。）することにより提出するものとする。

- (2) 国立大学法人東北大学理事は、説明を求められたときは、平成 2 5 年 1 月 2 5 日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

提出期間： 平成 2 4 年 1 2 月 1 8 日（火）から平成 2 5 年 1 月 1 1 日（金）まで。持参する場合は、上記期間の日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の 9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分までに行うこと。

提出先： 上記 6 に同じ。

提出方法： 書面を持参又は郵送（簡易郵便等の配達記録が残るものに限る。）することにより提出するものとする。

- (2) (1) の質問に対する回答書は次のとおり書面により閲覧に供する。

期間：平成 2 5 年 1 月 1 6 日（水）から平成 2 5 年 1 月 1 8 日（金）まで。（日曜日、土曜日及び祝日を除く）の 9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分まで。

10 入札書の提出期限及び場所

- (1) 提出期限： 平成 2 5 年 1 月 2 1 日（月）1 5 時 0 0 分まで。

- (2) 提出場所： 上記 6 に同じ。

11 開札の日時及び場所等

- (1) 開札日時： 平成 2 5 年 1 月 2 2 日（火）1 0 時 0 0 分

- (2) 開札場所： 〒980-8577 宮城県仙台市青葉区片平二丁目 1 番 1 号
国立大学法人東北大学施設部会議室

- (3) その他： 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、国立大学法人東北大学理事により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

12 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、国立大学法人東北大学理事の承諾を得た場合は、持参すること。郵送又はファクシミリによる入札は認

めない。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 0 5 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付。（有価証券等の提供又は銀行、国立大学法人東北大学理事が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 2 7 年 法律第 1 8 4 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）

14 工事費内訳書の提出

- (1) 入札参加者は、第 1 回の入札書の提出に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、工事費内訳書には、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、押印すること（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）
- (3) 提出された工事費内訳書については、契約担当者（その補助を含む。）が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別表各項に該当する場合については、競争加入者心得第 3 2 第 1 2 号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする場合がある。
- (4) 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

15 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

ただし、国立大学法人東北大学理事の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時

に立ち会うこと。

1 回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

16 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格ない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、国立大学法人東北大学理事により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記 4 に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

17 落札者の決定方法

国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第 20 条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

落札者となるべき者の入札価格が国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第 26 条に基づく価格（最低基準価格）を下回る場合は、同細則第 27 条の調査（低入札価格調査）を行うものとする。調査を実施した場合は、履行可能性等を明らかにした資料等を速やかに提出するものとする。

調査中に履行不可能の申し出があった場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うものとする。なお、調査への非協力的な対応が確認された場合は、指名停止期間が延伸することがある。

18 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記 4（5）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

19 契約書作成の要否等

別冊契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

20 支払条件

請負代金は、請求に基づき 2 回以内に支払うものとする。

21 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約をするものとする。

22 再苦情申立て

国立大学法人東北大学理事からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記 8 (2) の回答を受けた日の翌日から起算して 7 日 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 以内の書面により国立大学法人東北大学理事に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札監視委員会が審議を行う。

提出期間：平成 2 5 年 1 月 2 8 日 (月) から平成 2 5 年 2 月 5 日 (火) まで

当該書面を持参する場合は、上記期間 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の 9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分までに行うこと。

提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記 6 に同じ。

23 関連情報を入手するための照会窓口

上記 6 に同じ。

24 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書 (案) を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、上記 7 (1) の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

別表

1. 未提出であると認められる場合	1	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	2	内訳書とは無関係な書類である場合
	3	他の工事の内訳書である場合
	4	白紙である場合
	5	内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより工事費内訳書が提出されている場合を除く)
	6	内訳書が特定できない場合
	7	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	1	内訳書の記載が全くない場合
	2	入札説明書又は指名通知書に指示された事項を満たしていない場合
3. 添付すべきでない書類が添付されていた場合	1	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	1	発注者名に誤りがある場合
	2	発注案件名に誤りがある場合
	3	発注業者名に誤りがある場合
	4	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合		